

精神障がい者に朗報!



通院医療費を全額助成

神奈川県は今年4月から、「重度障害者医療費助成制度」の対象に精神障がい者に加え、通院医療費を全額助成する。これは、公明党神奈川県議団(鈴木秀志団長)の主張を受け実現した。

神奈川県

の。党員議団はこのほぐ、「神奈川県精神障害者家族会連合会」の市川俊幸会長らと共に、県庁内で担当職員から県の取り組みについて説明を受けた。

「重度障害者医療費助成制度」は、健康

保険に加入している障がい者が病気やけがで医療機関を受診した際、一部負担金(自己負担額)を公費で助成するもの。県は実施主体の市町村に対し、横浜市などの政令市と中核市に3分の1、その他の市町村に2分の1を補助している。現行は①身体障害者手帳

1、2級の人②知能指数(IQ)35以下の人③身体障害者手帳3級でIQ50以下の人④が対象だ。4月から新たに対象となるのは、日常生活において他人の援助を常必要とする「精神障害者保健福祉手帳」1級の交付を受けた重度の精神障がい者。県内の同手帳交付者(1〜3級)約4万7900人のうち、約7200人が該当すると見込まれている。

現在、精神科の病気で通院した場合、掛かった医療費および薬剤費の一部を国が助成する「自立支援医療

「大きく前進」(家族会連合会)と喜びの声

制度」があるが、「重度障害者医療費助成制度」が適用されれば、診療科を問わず通院医療費が無料となる。ただ、実際に助成を受けるには実施主体の市町村が県と同様の条件で適用対象を拡大しなければならぬ。2月20日現在で、精神障がい者を助成対象に加えているのは県内33市町村のうち、相模原市や鎌倉市など12市町となっており、県の2012年度当初予算案には、12市町分に相当する補助額6172万円が計上された。

4月から「重度」対象に

診療科問わず 経済負担の軽減めざす

精

神障がい(おぼろ)を患い、長年通院を余儀なくされてきたAさんは「精神障がい者は、その障がいの特性から普通に就労することが難しい。合併症などを起こせば、医療費負担が家計を大きく圧迫する」と話す。こつした実情を踏ま

精神障がい者への医療費支

援について担当者(手前)

と意見を交わす党神奈川県議団のメンバーら

え、県精神障害者家族会連合会の市川会長らから「医療費負担を軽減してほしい」との要請を受けた県員議団は、昨年9月の本会議で小野寺慎一郎議員が精神障がい者への医療費支援の必要性について取り上げ、重度障害者医療費助成制度の適用対象に精神障がい者も加えるよう主張。

同12月の本会議で適用拡大を重んじて求めた高橋稔議員の質問に対し、黒岩祐治

公明の主張を受けて実現

知事は適用範囲を「精神障がい者に拡大する方向で、実施主体である市町村と協議を進める」と述べ、実現へと動き出す考えを表明した。精神障がい者への適用拡大を受けて、市川会長は、皆さんのおかげで医療費支援が大きく前進し、本当にうれしい。今後私たちの願いが実現するよう、公明党の取り組みに期待していると語っていた。